

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月26日  
照会部署名 北関東・信越ブロック本部  
厚生年金適用支援グループ  
照会担当者 金子 明美  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 吉沢

(案件)

(受付番号) No. 2010-462	一時帰休に伴う月額変更について(2件)
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

標記取り扱いについては、昭和50年3月29日保険発第25号・庁保険発第8号通知により示されていますが、下記の事例についてご教示いただきますようお願いいたします。

① 下記の被保険者に関し、一時帰休による休業手当が10月から1月まで支払われ、1月随時改定に該当した。

2月で一時帰休が解消したが、3月より6月まで再度一時帰休による休業手当が支払われた。6月の時点で1月の随時改定よりもさらに2等級以上下がったため、随時改定に該当するか、ご教示ください。

10月 一時帰 休	11月 一時帰 休	12月 一時帰 休	1月 一時帰 休	2月 解消	3月 一時帰 休	4月 一時帰 休	5月 一時帰 休	6月 一時帰 休
-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------	----------------	----------------	----------------	----------------

☆ 休業手当はいずれの月も80%支給

② 1月に一時帰休による休業手当(80%)を支払われた被保険者が、同月に昇給もした。

2月に一時帰休が解消したが、昇給による月額変更は、4月になるのか5月になるのかご教示ください。

(回答)

一時帰休による隨時改定が行われた後に、一時帰休の状態が解消され、その後に再び一時帰休が開始されたような場合については、再び一時帰休が開始された月を新たな起算月として継続する3か月に支払われる報酬により、随时改定の有無を判断することとなる。

また、一時帰休の期間中に固定的賃金の変動があった場合については、一時帰休の状態が解消し、固定的賃金の変動要因のみによる影響が確定する月を起算月として、以後継続した三か月間に受けた報酬の平均月額に2等級以上の変動があれば、随时改定を行うこととなる。

上記のことから、①については、一時帰休の解消に伴う改定が行われていないため随时改定とはならず、②のみが随时改定（5月改定）となる。

回 答 日 平成22年7月7日 (H23.7.8修正)

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東